

本公告は重要であり、早急にご確認ください。

本公告または要求される事項に関してご不明な点がありましたら、認可された証券会社、株主名簿管理人、銀行、弁護士、公認会計士、または、その他の専門家にご相談ください。

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス（“当社”）のすべての株式を売却又は譲渡してしましたら、買取人、譲受人、銀行、認可された証券会社、株主名簿管理人、または、売却又は譲渡が有効となった際のその他のエージェントに本公告および委任状を渡していただけますようお願いいたします。

香港証券取引決済所および香港証券取引所は、本公告の内容について一切責任を負わず、本公告の正確性又は完全性について一切表明を行わず、また、本公告の内容の全部または一部から発生し、または、それを信頼したことによるあらゆる損失に対する責任を明示的に否認します。

NIRAKU GC HOLDINGS

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス
NIRAKU GC HOLDINGS, INC.
(日本で設立された有限責任の会社)
(証券コード: 1245)

定時株主総会

本公告における決議事項を承認するために 2024 年 6 月 28 日(金)午前 10 時(日本時間)/午前 9 時(香港時間)にビジネスセンター(〒963-8811 福島県郡山市方八町二丁目 1 番 24 号)にて開催される定時株主総会にて決議事項が提起されます。

定時株主総会で使用する委任状のフォームは定時株主総会の招集通知に同封されています。定時株主総会にご本人が出席できない場合は当公告の 9 ページから 10 ページの指示書に従って、委任状を記載し、郵送してください。

2024 年 6 月 6 日

* 本書は、英語の原文を参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解はいかなる場合においても株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。

目次

	ページ
定義	1
定時株主総会の招集ご通知	6
取締役会のレター	11
添付書類Ⅰ - 株式買戻しの授権のご説明	17
添付書類Ⅱ - 取締役の状況	25
添付書類Ⅲ - 定款変更案	32
添付書類Ⅳ - 事業報告	34
添付書類Ⅴ - 監査済計算書類(日本基準)	53
添付書類Ⅵ - 監査委員会の監査報告書	71

定義

本報告においては、文中で別の意味が要求されていない限り、下記表現は以下の意味で用いることとする。

“変更”	本サーキュラーの添付書類 III に記載されている現行定款の変更案
“定時株主総会”	2024年6月28日(金)午前10時(日本時間)/午前9時(香港時間)にビジネスセンター(〒963-8811 福島県郡山市方八町二丁目1番24号)にて開催される定時株主総会
“定款”	随時有効な当社の定款
“関連会社”	香港証券取引所上場規則での取扱いに従う。
“取締役会”	当社の取締役会
“CCASS”	中央清算決済システム
“CCASS 受益者”	中央清算決済システムに預託し、HKSCC Nominees Limited の名義で登録された株式を保有し金銭的な利益や議決権を保有する株式の受益者
“Chief Executive Officer”	当社の代表執行役
“緊密な近親者”	香港証券取引所上場規則での取扱いに従う。
“当社”	株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングスをいう。(2013年1月10日から2014年10月20日までは、株式会社ニラク・グローバル・コミュニティ・ホールディングス。2013年1月10日に有限責任の株式会社として設立。登録番号(3800-01-022352))
“関連当事者”	香港証券取引所上場規則での取扱いに従う。
“主たる関連当事者”	香港証券取引所上場規則での取扱いに従う。

定義

“取締役”	当社の取締役。日本の会社法の要求に基づく取締役、非常勤取締役、社外取締役、又は、上場ルール上の要件に基づく常勤取締役および独立非常勤取締役として選任されている。
“常勤取締役”	当社の常勤取締役
“グループ”	当社およびその子会社
“HKSCC”	香港中央結算有限公司
“HKSCC Nominees”	HKSCC Nominees Limited であり、HKSCC の完全子会社である。
“香港”	中華人民共和国香港特別行政区
“香港ドル” 又は “HK\$”	香港ドル、香港で合法的な貨幣
“Hong Kong Share Registrar”	Computershare Hong Kong Investor Services Limited
“国際財務報告基準”	IASB により公表される会計基準および解釈指針を含む国際財務報告基準
“独立非常勤取締役”	当社の独立非常勤取締役
“株式発行の授権”	株式の発行、割当、処理に関して株主により取締役に与えられる一般授権。 本公告の取締役会からのレターの段落4に詳細が記載されている。
“日本の会計基準”	日本で一般に公正妥当と認められる会計基準
“日本の会社法”	日本の会社法(2005 年法律第 86 号)であり、適宜、修正、補足、変更されている。
“日本円”、“¥” または “円”	日本円、日本で合法的な貨幣

“直近確定日”	本公告が発行される直近確定日(2024年5月30日)であり、本公告に含まれる情報を確認する目的で利用される。
“香港証券取引所上場規則”	香港証券取引所上場規則であり、適宜、修正、補足、変更されている。
“株式会社ニラク・メリスト”	株式会社ニラク・メリスト。 2010年2月24日に有限責任会社として設立されており(登録番号 3800-01-019392)、当社の100%子会社であり、株式を間接所有している。
“谷口氏”	谷口久徳氏のことであり、当社の支配株主、常勤取締役、代表執行役、取締役会の議長となっている。
“株式会社ニラク”	株式会社ニラク(1969年8月27日から1998年8月9日まではニ楽商事株式会社)。 1969年8月27日に有限責任会社として設立されており(登録番号 3800-01-006170)、当社の100%子会社であり、株式を直接保有している。
“関連期間”	これらの本決議の日から以下のうち最も早い時までの期間を意味する。 (a) 当社の次回定時株主総会の閉会時(但し、当定時株主総会の普通決議において、無条件で、又は、適当とみなす条件により権限が更新される場合を除く。) (b) 日本の法律又は上場規則に従い開催することが要求される次回定時株主総会の開催日を経過した日 (c) 株主総会の決議により変更、無効、又は、再可決される日
“株式の買戻しの授権”	株式の買戻しについて株主によって取締役会に与えられるものであり、更新することが提案されている一般授権である。 本公告の取締役会からのレターの段落5に詳細が記載されている。

“権利の発行”	<p>取締役会において決められた期間において株式の申込みやオプション、ワラント、株式を申込み権利を付与するその他の有価証券を株式の保有者に対して発行することを意味する。株式の保有者(該当する場合は、他の有価証券の保有者)とは、決まった登録日においてその名前が株式(該当する場合は、他の有価証券)の保有割合に応じて会社の株主名簿に記載されている者である。</p> <p>分割された権利や当社が適用される領域で認証されている規制機関、証券取引所の要求、および法律の下での規制や義務に関して、取締役会にとって必要又は好都合のように思われる除外事項や他のアレンジメント(香港証券取引所上場規則の関連規定に関するものを除く)に関するすべてのケースが前提となる。</p>
“新株予約権”	<p>日本の会社法に基づき、当権利の行使により会社に株式の発行を要求する資格を与える権利である。</p>
“香港証券先物条例”	<p>香港証券先物条例(Chapter 571 of the Laws of Hong Kong)であり、適宜、修正、補足、変更されている。</p>
“SFC”	<p>香港証券先物取引委員会</p>
“株式”	<p>当社の資本における普通株式</p>
“株主”	<p>CCASS 受益者を除く、本公告が適用される株式を保有する者</p>
“株主名簿”	<p>Hong Kong Share Registrar において保管されている会社の株主名簿である。</p>
“Stock Exchange”	<p>香港証券取引所</p>
“子会社”	<p>香港証券取引所上場規則での取扱いに従う</p>
“テイクオーバーコード”	<p>企業買収や自社株買いに関する規則である。適宜、修正、補足および変更がされている。</p>

“谷口コンソーシアム”

谷口久徳氏および以下の(1)(2)のグループで構成された組合である。

(1)個人

谷口龍雄氏、谷口晶貴氏、谷口佳浩氏、鄭允碩氏、鄭元碩氏、鄭盈順氏、鄭理香氏、金城徳子氏。各々は谷口久徳氏の家族である。

(2)法人

有限会社十起、株式会社伝承、有限会社エコー、有限会社大喜、有限会社北陽観光。各々谷口氏の家族により運営されている法人である。

谷口コンソーシアムの各メンバーは、香港証券取引所上場規則で定義される組合員であり、また、テイクオーバーコードで定義される共同出資者である。また、香港証券取引所上場規則の下での支配株主にもなっている。

自己株式

日本法および定款により認められている、当社が買い戻し、保有する自己株式(当社が買い戻し、証券取引所での売却のために CCASS に保有または預託する株式を含む)。

NIRAKU GC HOLDINGS

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス
NIRAKU GC HOLDINGS, INC.
(日本で設立された有限責任の会社)
(証券コード: 1245)

定時株主総会は 2024 年 6 月 28 日(金)午前 10 時(日本時間)/午前 9 時(香港時間)にビジネスセンター(〒963-8811 福島県郡山市方八町二丁目 1 番 24 号)にて以下の目的で開催されます。

- ・ 2024 年 3 月 31 日の事業報告および監査済計算書類(日本基準)の報告
- ・ 2024 年 3 月 31 日の単体計算書類(日本基準)の報告
- ・ 2024 年 3 月 31 日の監査済連結財務諸表(国際財務報告基準)ならびに取締役および監査報告書の報告
- ・ もし合意いただけるのであれば普通決議事項として以下の決議事項(必要に応じて修正)について検討および決議すること

普通決議事項

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 常勤取締役の再任 | 谷口 久徳 氏 |
| 2. 常勤取締役の再任 | 大石 明徳 氏 |
| 3. 常勤取締役の再任 | 渡辺 将敬 氏 |
| 4. 非常勤取締役の再任 | 坂内 弘 氏 |
| 5. 独立非常勤社外取締役の再任 | 南方 美千雄 氏 |
| 6. 独立非常勤社外取締役の再任 | 小泉 義広 氏 |
| 7. 独立非常勤社外取締役の再任 | 轡田 倉治 氏 |
| 8. 独立非常勤社外取締役の再任 | 田中 秋人 氏 |

定時株主総会の招集ご通知

9. 日本の会社法に基づく会計監査人の再任 PwC Japan 有限責任監査法人

10. 香港証券取引所上場規則に基づく監査人の再任 PricewaterhouseCoopers

11A.

- (a) 下記の段落(c)および定款、香港証券取引所上場規則、および、香港および日本で適用されるすべての法規制を前提として、無条件の一般授権である株式発行の授権は関連期間においてその行使により会社が株式の割当、発行、処理を行う権利(自己株式として保有されている自己株式の売却および譲渡を含む)を取締役に付与します。
- (b) 上述の段落(a)の承認は取締役に関連期間において割当および発行される株式を要求する提案や契約を締結する権利を付与します。
- (c) すでに割当、発行、合意された株式および上述の段落(a)の承認に基づき取締役会により条件付でもしくは無条件に割当、発行される予定の株式((i) 権利の発行および(ii)株主総会により株主により与えられる特別な権利を除く)の総数はこの決議事項が可決する日の発行済株式総数(自己株式がある場合は自己株式を除く)の 20 パーセントを超えてはいけません。
- (d) 株式発行の授権により株式を割当られる者は、株式発行および割当前 5 営業日の間の香港証券取引所において取引された平均的な市場価格の 90%を下回らない発行価格を支払う必要があります。

11B.

- (a) 下記の段落(b)、定款および香港と日本で適用されるすべての法律および香港証券取引所上場規則および当社の株式が上場している他の証券取引所の要求事項を前提として、無条件の一般授権である株式買戻しの授権は、香港証券先物取引委員会又は香港証券取引所により上場及び認識されているその他の証券取引所において、関連期間にそれを行行使することで会社に代わって株式の買戻しを実施する権利を取締役に付与し、無条件に承認されます。

取締役会からのレター

- (b) 上記段落(a)の承認に基づく買戻しの総数はこの決議事項が可決する日の発行済株式総数(自己株式がある場合は自己株式を除く)の10パーセントを超えてはならず、段落(a)に基づき与えられる権限は限定的となっております。

11C.

上述の決議事項 11A、11B が承認されることを前提として、関連期間において、一般授権の行使により、決議事項 11A に応じて当社が未発行の株式(自己株式として保有されている自己株式の売却および譲渡を含む)を割当、発行、処理を実施する権限を取締役に付与し、一方で決議事項 11B に応じて割当、発行、条件的に又は無条件に合意される株式の総数に対して株式の買戻しに伴う総数の追加により一般授権は拡張することになります。

- 以下の決議を検討し、適切と思われる場合には、修正の有無にかかわらず、特別決議として可決する件

特別決議

12. 当社の現行定款の変更案(その詳細は 2024 年 6 月 6 日付会社回覧の添付書類 III に記載)を承認し、当会社の取締役のいずれかが、当該変更案の効力発生に必要なすべての行為を行う権限を本決議により付与する。

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス
取締役会を代表して
議長、常勤取締役兼代表執行役
谷口 久徳

2024 年 6 月 6 日 日本国 福島県

取締役会からのレター

招集通知日における取締役;

常勤取締役:

谷口 久徳 氏 (議長)
大石 明德 氏
渡辺 将敬 氏

非常勤取締役:

坂内 弘 氏

独立非常勤取締役:

南方 美千雄 氏
小泉 義広 氏
轡田 倉治 氏
田中 秋人 氏

登記上の本店所在地:

〒963-8811
福島県郡山市
方八町一丁目 1 番 39 号

香港事業所:

Room 805B, 8th Floor
Tsim Sha Tsui Centre
66 Mody Road, Tsim Sha Tsui
Kowloon, Hong Kong

注記:

1. 出席者(株主様ご本人が出席される場合)

定時株主総会に出席される株主様はご本人であることを確認できる書面(パスポート、香港 ID、運転免許書、等)をご持参ください。それらの署名は Hong Kong Share Registrar にて保管されている署名見本に対して認証されるものでなければなりません。

代理人の選任(株主様ご本人が出席されず、代理人が出席される場合)

定時株主総会に出席および投票する権利のあるすべての株主様は他の者を代理人として出席および投票するように選任することができます。法人株主様は他の法人を法人代理として選任することができます。2 以上の株式を保有する株主様(推薦された会社も含む)は、定時株主総会への出席および投票を依頼するため、複数の自然人、他の法人を代理人または法人代理として選任することができます。代理人や法人代理は株主である必要はなく、代理人や法人代理としての資格や認証について制限および制約はありません。代理人や法人代理は自身が株主であるかのように他の者に委任状を与えることができる権利をもつこととなります。

委任状を有効とするためには、弁護士またはその他の機関(もしあれば)に署名された委任状(または、その機関または公証人により公証されたコピー)とともに、指示に従って委任状フォームを完成させる必要があります。委任状は株主総会開催の 48 時間前(すなわち 2024 年 6 月 26 日(水)の午前 10 時(日本時間)/午前 9 時(香港時間))までに当社の株主名簿を管理する Hong Kong Share Registrar (所在地: 17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong)に提出してください。委任状を完成し送付することは、希望する株主が株主総会に出席し直接投票することを妨げるものではありません。

また株主様は定時株主総会の議長を代理人として選任することができます。その場合、委任状に記載された指示に従ってください。

取締役会からのレター

2. 株式を共同保有している場合、そのうちの一人が株式を一人で保有しているかのように、本人又は代理人のいずれかの方法で、定時株主総会に参加します。しかし、もし共同保有者のうち一人以上が本人又は代理人のいずれかの方法で定時株主総会に参加する場合、株主名簿に登録している人のみ投票する資格を有することになります。
3. 定時株主総会のすべての決議事項は投票による決議に付されます。
4. 2024年6月24日(月)における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主様をもって、株主総会において権利を行使することができる株主様とします。定時株主総会に出席および投票する資格を有するために、2024年6月24日(月)の午後5時30分(日本時間)/午後4時30分(香港時間)までに当社の株主名簿を管理する Hong Kong Share Registrar (所在地: Shops 1712-1716, 17th Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong) にすべての株式の譲渡資料(印紙添付済)を関連する株券と共に提出してください。
5. CCASS 受益者(香港の CCASS に預託され、HKSCC の子会社である HKSCC Nominees 名義で登録された当社株式に関する受益者)は、日本の会社法のもとで当社株主とは識別されません。CCASS 受益者の権利は、HKSCC Nominees と CCASS 受益者、もしくは、その他の関連するブローカーとの間での取り決めおよび CCASS の一般的な運営規則に従って行使されます。
6. 名義人として株式を保有する株主様は所定の通知書面の提出をもって、一部の賛成又は反対の投票を実施するという異なる方法で投票(以下「議決権の不統一行使」)することができます。通知書面は会社のウェブサイト(www.ngch.co.jp)および香港証券取引所のウェブサイト(www.hkexnews.com)にて入手することができます、株主総会開催の72時間前までに当社の株主名簿を管理する Hong Kong Share Registrar (所在地: 17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong)に提出していただく必要があります。株主様は今後のすべての株主総会について議決権の不統一行使を行う権利を保有しますが、Hong Kong Share Registrar に書面提出をもってこれを取り下げることができます。

NIRAKU GC HOLDINGS

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス NIRAKU GC HOLDINGS, INC.

(日本で設立された有限責任の会社)

(証券コード: 1245)

常勤取締役:

谷口 久徳 氏 (議長)

大石 明德 氏

渡辺 将敬 氏

登記上の本店所在地

〒963-8811 福島県郡山市方八町
一丁目 1 番 39 号

非常勤取締役:

坂内 弘 氏

香港事業所:

Room 805B, 8th Floor
Tsuim Sha Tsui Centre
66 Mody Road, Tsim Sha Tsui
Kowloon, Hong Kong

独立非常勤取締役:

南方 美千雄 氏

小泉 義広 氏

轡田 倉治 氏

田中 秋人 氏

2024 年 6 月 6 日

株主の皆様へ

定時株主総会

1. はじめに

本公告の目的は、(i)定時株主総会にて提示される決議事項(株式発行及び株式買戻しに関する取締役への授権の更新、定款変更案、取締役の再任)に関する情報を伝えること、および(ii)定時株主総会の通知を実施することです。

2. 事業報告および監査済計算書類

日本の会社法に基づき作成された 2024 年 3 月期の事業報告および監査済計算書類(日本基準)は、添付書類ⅣおよびⅤに記載されています。監査済計算書類(日本基準)は当社の監査委員会によりレビューされています。

3. 監査済連結財務諸表ならびに取締役報告書および監査報告書

2024年3月31日の監査済連結財務諸表ならびに取締役報告書および監査報告書が含まれる2024年の年次報告書は、本公告と共に株主様に送付されます。当監査済連結財務諸表は当社の監査委員会によりレビューされています。

4. 株式発行の授権

取締役に対して柔軟性と裁量を与えるため、会社が新株式の発行(自己株式の売却または譲渡を含む)を実施する場合における決議事項を定時株主総会にて提案します。当決議事項とは、関連する決議事項が可決する日における発行済株式総数(自己株式がある場合は自己株式を除く)の20%を超えない範囲で株式を割当、発行および取引(自己株式の売却または譲渡を含む)を実施するという取締役への授権を更新します。

直近の実行可能日において、会社の発行済株式総数は1,195,850,460株であり、当社は自己株式を保有していない。直近の実行可能日から定時株主総会の日付までの間で株式の割当(または自己株式の処分)や買戻がなければ、追加株式の発行は239,170,092株を超えません。

定款や日本の会社法に従って、株式発行の授権は以下の場合にのみ実施することができます。

- (i) 株式発行の授権に基づき株式の発行および割当を実施した結果、会社の(授権済の)発行済株式総数(自己株式がある場合は自己株式を除く)が2,000,000,000株を超えないこと
- (ii) 株式発行の授権に基づく割当(または自己株式の処分)が割当てを受ける者に対して特に有利な(株主総会の特別決議が必要とされるような)価格や条件で実施されていないこと

誤解を避けるために、株式発行の信任は株式の発行、割当、処理(自己株式の売却または譲渡を含む)についてのみ取締役会に権限を付与しており、新株予約権の発行は含まれていません。取締役は上述の(i)(ii)の要件のいずれも満たさない場合、株式発行の授権を行使できず、この場合、新たな株式の発行、および割当をするために株主様からの特別決議が必要となります。

取締役会からのレター

取締役は、上述(ii)の“特に有利な”という言葉について、日本の法律においては特に有利であるとみなすような状況についての明確な定義はないことを言及しています。日本証券業協会の内規においては、株式の市場価格の90%以下の価格で株式の割当が実施された場合に“特に有利な”割当と取り扱われる可能性があります。取締役会では割当を実施する都度、その割当が“特に有利な”割当に該当しないか否かを判断するために外部の専門家を選任します。

5. 株式の買戻しの授権

取締役会に対する株式の買戻しの授権の更新についての決議事項を定時株主総会にて提案します。株式の買戻しの授権とは、関連する決議事項が可決する日における発行済株式総数(自己株式がある場合は自己株式を除く)の10%を超えない範囲で株式の買戻しを実施することを取締役会に授権することです。買戻義務に関する関連決議が可決されることを条件とし、年次株主総会までにこれ以上の株式の発行(または自己株式からの振替)または買戻しが行われなことを前提に、当社は買戻義務に基づき最大119,585,046株の株式を買い戻すことができます。定時株主総会の招集通知の決議事項11Bに記載の通り、この株式の買戻しの授権は次回定時株主総会が終了するまで継続します。

香港証券取引所上場規則で要求されるこの株式の買戻しの授権に関する提案についての株主に対する説明は本公告の添付書類Iに記載しております。当説明には、株主が定時株主総会において関連する決議事項への賛成、および反対を投じることができるようすべての合理的な説明が含まれています。

定款や日本の会社法において、株式の買戻しの授権における買戻しは、日本の会社法にて定義されている市場取引等により実施する必要があります。しかし、日本の証券取引所ではなく、香港証券取引所での株式の買戻しは市場取引等になるということについての判例や解釈指針はありません。判例がないため、取締役は司法当局が香港証券取引所での株式の買戻しの明確に許可しない限り、香港証券取引所を通じての株式の買戻しの授権における買戻しを実施することはありません。

6. 一般授権の拡張

一般授権の拡張に関して定時株主総会にて決議事項として提案します。当決議事項は、株式発行の授権に基づき割当および発行される株式総数に株式買戻しの授権(関連する決議事項が可決する日における発行済株式総数(自己株式がある場合は自己株式を除く)の10%を上限とする)に基づき買い戻された株式を追加するというものです。

7. 定款変更案

2024年5月31日付の当社の公表を参照されたい。取締役会は、拡大されたペーパーレス上場制度および上場発行体によるコーポレート・コミュニケーションの電子発信、ならびに2023年12月31日に発効した上場規則の関連改正に基づく最新の規制要件に定款を沿わせることなどを目的として、現行定款(2015年3月16日に採択され、2015年4月8日に発効)の変更を提案しています。本改正案は、当社株主総会の特別決議による株主の承認を条件とします。そのため、取締役会は、本定時株主総会において株主の承認を得るために本改正案を提出することを提案しました。

現行定款の変更案は、本サーキュラーの添付書類 III に記載されています。株主の皆様におかれましては、定款および変更案は日本語のみであり、本サーキュラーの添付書類 III に記載されている「定款変更案」の英語および中国語訳は参考のためのものであることをご承知おきください。本サーキュラーの添付書類 III に記載されている「定款変更案」の英語および中国語訳は、参照のみを目的としたものであり、矛盾が生じた場合には、日本語版が優先するものとする。

香港法に関する当社のリーガル・アドバイザーは、本定款変更が上場規則の要件に適合していることを確認しており、日本法に関する当社のリーガル・アドバイザーは、本定款変更が日本の適用法に適合していることを確認しています。当社は、香港に上場している会社にとって、本改定が何ら異例なものではないことを確認しています。

特別決議の全文は、本サーキュラーの6ページから10ページに記載されている年次総会の通知に記載されています。

8. 取締役の再任

定款および日本の会社法に基づき、すべての取締役は定時株主総会閉会の時をもって任期満了となります。定時株主総会において、指名委員会の推薦に基づき、谷口久徳氏、大石明德氏、渡辺将敬氏、坂内弘氏、南方美千雄氏、小泉義広氏、轡田倉治氏及び田中秋人氏を取締役として再任することを個々の決議事項として提案いたします。

香港証券取引所上場規則に基づき、定時株主総会において再任される予定の取締役の詳細について本公告の添付書類 II に記載しています。

9. 会計監査人の再任

取締役会は、日本の会社法に基づき PwC Japan 有限責任監査法人を定時株主総会において、2025 年 3 月期の会計監査人として再任することをお願いするものでございます。本議案は監査委員会の推薦に基づいております。

10. 監査人の再任

取締役会は、香港証券取引所上場規則に基づきプライスウォーターハウスクーパースを定時株主総会において 2025 年 3 月期の監査人として再任することをお願いするものでございます。本議案は監査委員会の推薦に基づいております。

11. 投票

定時株主総会の招集通知にて取り扱われるすべての決議事項は、香港証券取引所上場規則および定款に基づき投票によって承認されます。株主総会の議長は定時株主総会の開始時に投票方法の詳細を説明します。

投票結果は定時株主総会閉会后会社のウェブサイト(www.ngch.co.jp)および香港証券取引所のウェブサイト(www.hkexnews.hk)にて公表されます。

12. 定時株主総会

定時株主総会の招集通知は定時株主総会の委任状のフォームと一緒に本公告に同封されています。定時株主総会にご本人が出席できない場合は当公告の 9 ページから 10 ページの指示書に従って、委任状を記載し、郵送してください。

取締役の知識、情報、信念の限りにおいて、すべての合理的な要求((i)株主が定時株主総会で提案された決議事項に対して投票することを妨げない。(ii)直近の実行可能日において、株主に義務化をするような議決権信託や他の協定、契約、および合意(株式の売却以外)はなく、また、いかなる株主に対する義務や権利の付与はない。)がある場合、株主は、一般的もしくはケースバイケースで、一時的にまたは永久的に株式の議決権を第三者に譲渡するかもしれません。

13. 推奨事項

取締役一同は定時株主総会にて提案される決議事項への承認の提案は当社および株主の利益を最大化するものであると信じております。従って、株主総会の招集通知に記載されたすべての決議事項に株主の皆様が投票していただくことを推奨いたします。

14. 一般事項

本公告の添付書類に記載されている追加情報についてもご留意願います。

本公告には、取締役は個別にあるいは共同してすべての責任を負っており、当社に関する情報を提供するために香港証券取引所上場規則のコンプライアンス上必要な詳細も記載されております。取締役一同は全ての合理的な質疑を行い、知りうる限りにおいて本公告に含まれる情報は誤解を与えないように正確、かつ完全であり、判断を誤るような記載の省略は一切ないことを確認しております。

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス
取締役会を代表して
議長、常勤取締役兼代表執行役
谷口 久徳

以下は、香港証券取引所上場規則の下で、株主様が定時株主総会において提案される株式買戻しの授権に関する決議事項に賛成するか否かの判断するために必要な説明を記載しています。

1. 承認

すべての株式の買戻し(香港証券取引所内外かを問わない)は前もって一般授権又は取締役会での特別決議により会社に承認されなければなりません。

2. 株式買戻しの提案

直近の実行可能な日付における当社の発行済株式総数(1,195,850,460株)に基づくと、株式の買戻しの授権をすべて行使した場合、以下の(i)(ii)(iii)いずれか早い日までに119,585,046株の株式の買戻しを実施することになります。ただし、当株式買戻しの授権の決議事項が可決し、かつ、定時株主総会の前に株式が発行されておらず、さらに他の規則による影響を受けないことが前提となります。

- (i) 次回定時株主総会の閉会する日
- (ii) 定款又は日本の法律によって次回定時株主総会までに失効することが要求された日
- (iii) 会社の株主総会により株主買戻しの授権の取消、変更、更新される日

香港証券取引所上場規則によると、会社より買戻し提案される株式は全額前払いにより取得されなければなりません。会社が買戻し授権される株式総数は株式買戻しの授権が可決される日における発行済株式総数の10%が上限となります。当社は香港証券取引所内外を問わず、株式買戻し後30日間は香港証券取引所の事前承認無しに新たな株式の発行(買戻しの前に発行されているワラント、株式オプション取引、又は同様の金融商品の行使により発行される株式を除く。)又はその通知をいたしません。加えて、当社は香港証券取引所において取引される株式の直前5営業日の終値の平均値よりも5%以上買戻し価格が上回っている場合は株式の買戻しは実施しません。香港証券取引所上場規則は、市場で取引される当社上場株式数(自己株式がある場合はそれを控除した株式数)の割合が香港証券取引所により要求されている最低限の割合(現在は25%)を下回る結果になる場合は株式の買戻しを実施することを禁止しています。

香港証券取引所上場規則では、現金以外の対価、または随時普及している香港証券取引所の取引規則に基づくその他の決済方法により香港証券取引所で株式を買い取ることを禁止しています。

当社は香港証券取引所の要求に従って、株式の買取のために選任されたブローカーに香港証券取引所に対して当社の代わりに株式を買取ることに関する情報を開示させる必要があります。

3. 株式買戻しの理由

取締役一同は取締役会が株式市場より株式を取得する権利を保有することが当社および株主様にとって利益を最大化すると信じています。株式の買戻しは取締役会で当社および株主様に利益をもたらすと判断した場合にのみ実施されます。そのような株式の買戻しは、マーケットの状況や資金アレンジメントに応じて、当社の純資産価値と一株あたり総資産およびまたは一株あたり利益を高めることにつながるでしょう。

4. 株式買戻しの資金

株式を買戻す場合、当社は当社の定款および日本の適用可能な法律に従って法的に利用可能な資金のみを適用します。株式買戻しの授権に準じて、株式の買戻しは、定款や日本で適用可能な法律を前提に、法的に認可された会社の資金を用いて実施されます。当資金は会社の利益や株式買戻しのために新規に作られた株式発行に伴う資金が含まれています。

会社の現在の運転資本の状況を考慮し、取締役一同は、株式買戻しの授権がすべて行使された場合、2024年3月末(直近の公表された監査済の財務諸表の日付)のポジションと比較し運転資本またはギアリングポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性があることを考慮しています。しかしながら、取締役一同は運転資本およびギアリングポジションに悪影響を及ぼすような株式の買戻しを適宜実施することを意図しておりません。

5. 取締役の意向

株式買戻しの授権が株主様によって承認されましたら、取締役および上場規則により定義される緊密な近親者は現在では、その知る限りにおいて、合理的な理由がない限り当社又はその子会社に対して株式を売却する意図を有していません。

6. 主要な関連当事者

香港証券取引所上場規則は、当社が上場規則により定義される主要な関連当事者(取締役や代表執行役、当社の主要株主、または子会社および緊密な関連会社)から株式の買戻しを実施することを禁止しています。また、上場規則により定義される主要な関連当事者は香港証券取引所において当社の株式を当社に売却することはできません。

本公告にて開示されている情報を除き、株式買戻しの授権が行使された場合、上場規則により定義される当社の主要な関連当事者は、どなたも当社に株式を売却する意思があるかどうかを現時点では当社に通知していただいております。

7. テイクオーバーコード

株式の買戻しの授権に基づいて株式の買戻しを実施した結果、株主の議決権の割合が増加する場合、それらの増加はテイクオーバーコードにおける取得として取扱われます。従って、株主又は共同出資している株主グループ(テイクオーバーコードの定義に含む)は、香港証券取引所の株式上場後すぐに発行された株式の買戻しの結果として、どの程度利得が増加するかにも拠りますが、当社の支配を獲得したり、テイクオーバーコードのルール 26 に従った強制的な提案を実施したりすることが義務づけられるかもしれません。

直近の実行可能日において、香港証券先物条例のセクション 336 及びその知りうる限りにおいて当社に保管されている記録に従いまして、合理的な要求が実施された後、取締役は以下の人々が当社の発行済株式資本の 5%以上を保有していることを確認するかもしれない。

株主名	保有目的	株式数	保有比率	株式買戻しがすべて実行された場合の保有比率
谷口 久徳	受益権当事者、 支配会社としての所有権	85,624,184 普通株式	7.16%	7.96%
谷口佳浩	受益権当事者 支配会社としての所有権、 受益権管理者 ⁽¹⁾	98,440,000 普通株式	8.23%	9.15%
谷口 正愛	配偶者としての 所有権 ⁽²⁾	85,624,184 普通株式	7.16%	7.96%
谷口祐莉恵	配偶者としての 所有権 ⁽³⁾	98,440,000 普通株式	8.23%	9.15%

株主名	保有目的	株式数	保有比率	株式買戻しがすべて実行された場合の保有比率
Okada Holdings Limited	受益権当事者 ⁽⁴⁾	80,500,000 普通株式	6.73%	7.48%
株式会社ユニバーサルエンターテインメント	受益権当事者 ⁽⁴⁾	80,500,000 普通株式	6.73%	7.48%
Tiger Resort Asia Limited	受益権当事者 ⁽⁴⁾	80,500,000 普通株式	6.73%	7.48%
株式会社伝承	受益権当事者	226,020,460 普通株式	18.90%	21.00%
有限会社十起	受益権当事者	181,470,000 普通株式	15.17%	16.86%

Notes:

- (1) 谷口佳浩氏が保有する持分には、(i) 自己名義で自己の利益のために保有する33,580,000株と、(ii)同氏の子らが共同で100%保有する有限会社大喜が保有し、議決権は谷口佳浩氏が行使可能な11,500,000株、(iii)その子ら、具体的には谷口晃紀氏および谷口昌英氏の利益のためにYT 家族信託が保有する53,360,000株が含まれる。株式会社SMBC信託銀行はYT家族信託の受託者かつ名義人であり、谷口佳浩氏はYT家族信託の保有する株式が持つ議決権を行使する資格を有する。YT家族信託が保有する権利はYT家族信託の下での2人の受益者に平等に分配される。
- (2) 谷口正愛氏は弊社議長の配偶者であり、香港証券先物条例の下、弊社議長が保有している株式を保有していると思なされる。
- (3) 谷口祐莉恵氏は谷口佳浩氏の配偶者であり、香港証券先物条例の下、谷口佳浩氏が保有している株式を保有していると思なされる。
- (4) Okada Holdings Limitedは、株式会社ユニバーサルエンターテインメント株式の70.28%を直接的に保有し、株式会社ユニバーサルエンターテインメントはTiger Resort Asia Limited.の株式を直接に保有している。それ故に、株式会社ユニバーサルエンターテインメントとOkada Holdings LimitedはTiger Resort Asia Limited.が保有する80,500,000株を保有していると思なされる。

Notes:

- (5) 上記持分は全て長期保有目的である。
- (6) 2024年3月31日現在、1,195,850,460株が発行されている。

取締役一同がすべての株式の買戻しの授権を行使した場合、上述の実質的な株主の議決権は上述の最後の行で記載されているようにかなりの割合が増加することになり(各株主の保有する株式数と発行される株式数が同じであると仮定する場合)、テイクオーバーコードのルール 26 において強制的な提案をする義務が生じるかもしれません。取締役一同はテイクオーバーの義務が生じるような株式買戻しの授権の行使を行うことは意図しておりません。

前述を除き、株式の上場後すぐに株式買戻しの授権に準じて株式の買戻しを実施することになるためテイクオーバーコードの下で生じるその他の結果に取締役は気づくことはありません。

8. 最低限の浮動株

直近の実行可能日と株式買戻しの日付との間で株式が発行されていないとしても、株式買戻しの授権の行使に伴い、香港証券取引所により要求される公開株式数(自己株式がある場合は自己株式を除く)の最低限の割合を下回る結果にはなりません。また取締役一同は株式買戻しの授権の行使に伴い最低限の公開株式の保有割合を下回ることは意図しておりません。

9. 当社により実施される株式の買戻し

この公告の日前 6 ヶ月で(香港証券取引所またはその他においても)、株式の買戻しは実施されておりません。

10. 市場価格

直近確定日までの 12 ヶ月間における、香港証券取引所において取引された株式の最高値と最安値は以下の通りです。

	最高値 香港ドル	最安値 香港ドル
2023 年 5 月	0.315	0.260
2023 年 6 月	0.360	0.255
2023 年 7 月	0.325	0.270
2023 年 8 月	0.355	0.260
2023 年 9 月	0.330	0.265
2023 年 10 月	0.300	0.255
2023 年 11 月	0.290	0.241
2023 年 12 月	0.295	0.255
2024 年 1 月	0.270	0.241
2024 年 2 月	0.340	0.260
2024 年 3 月	0.295	0.238
2024 年 4 月	0.270	0.238
2024 年 5 月(直近確定日まで)	0.260	0.226

11. 確認

当社は、本説明文書が上場規則 10.06(1)(b)で義務付けられている情報を含んでいること、および本説明文書と株式買戻しの授権に異常な特徴がないことを確認します。

12. 日本の法律との関係

株主様は定款や関連する日本の法律の規定に基づき、株式買戻しの授権の下での買戻しが日本の会社法で定義される市場取引等で実施されなければならないことに留意する必要があります。日本の証券取引所ではなく、香港証券取引所での買戻しが市場取引等でなければならないということについての判例や解釈指針はありません。過去の判例がないため、取締役は香港証券取引所で買戻しを実施することを許可する明確な判例が出ない限り、香港証券取引所で株式の買戻しを実施するために株式の買戻しの授権を行使しません。上記を損なうことなく、取締役は、上場規則および日本の適用法令に従い、また定款に定める規則に従い、買戻権限を行使します。

13. 一般事項

定款に基づき、当社は、取締役会の決議または取締役会が認めた執行役の決定により取得した自己株式について、上場規則に基づき消却が必要とされる場合には、遅滞なく消却するものとする。現在、上場規則第 10.06(5)項では、すべての買戻し株式の上場は(証券取引所であるか否かを問わず)買戻しと同時に自動的に取り消されると規定されている。しかし、2024 年 6 月 11 日以降、上場規則 10.06(5)が改正され、買戻した株式の上場を取り消す要件が削除される予定です。当該改正が有効になることを条件として、当社は買戻した株式を消却するか、または自己株式として保有することを選択することができ、自己株式(もしあれば)の上場は維持されるものとする。上記の観点から、当社は、株主による本自己株式取得権限の承認を条件として、市場環境および当社グループの自己資本管理上の必要性に応じて、取締役会の決議または取締役会により権限を与えられた執行役*の決定により、取得した自己株式の消却または自己株式としての保有を決定することができる。消却の場合、すべての買戻し株式の上場(証券取引所における上場か否かを問わない)は遅滞なく取り消され、当該証券の証書は消却・破棄される。これに伴い、当社の発行済株式総数も減少する。当社は、CCASS に預託された自己株式が証券取引所において再販されるまでの間、(i) 当社のブローカーに対し、CCASS に預託された自己株式について、当社の総会における議決権行使を HKSCC Nominees に指示しないよう依頼する; また、(ii) 配当または分配の場合には、CCASS から自己株式を引き出し、配当または分配の基準日までに、自己株式として自己名義で再登録するか、または消却する。

株価に影響するような新たな事実が発生または、決定した後は株価のセンシティブな情報が公開されるまでは当社は香港証券取引所においていかなる時も株式を購入することができないということが香港証券取引所上場規則に明記されています。特に、(i) 会社の年度、半期、四半期、またはその他の中間期間(香港証券取引所上場規則では特に要求されていない)の業績を承認する取締役会の日付および(ii)香港証券取引所上場規則で要求されている年度、半期、四半期、またはその他の中間期間(香港証券取引所上場規則では特に要求されていない)の業績の通知期日および通知した日のいずれか早い日より前 1 ヶ月間は、当社は例外的な状況が生じない限り、香港証券取引所の株式を購入することはいたしません。加えて、香港証券取引所は会社が香港証券取引所上場規則に抵触する場合は香港証券取引所にて株式を購入することを禁止しています。

香港証券取引所上場規則の下、当社が株式の買戻しを実施する日より前の営業日における朝の取引が開始される前 30 分以上前に HKEx-EPS を通じて香港証券取引所にて公開するために、株式の買戻し（香港証券取引所か否かに関係しない）に関する情報が提出されなければなりません。加えて、当社は決算期間に実施した株式の買戻しに関してアニュアルレポートおよび決算書に含める必要があります。そこには各月に買戻し（香港証券取引所か否かに関係しない）を実施した株式数、購入価格、最高値と最安値、会社の支払総額が含まれます。取締役の報告書では、一年間に実施した株式の買戻しの状況および株式の買戻しを実施した理由を記載することが要求されています。

以下の内容は定時株主総会で再任と新任することが提案されている取締役の状況になります。こちらは香港証券取引所上場規則においても要求されている内容となります。

谷口 久徳 氏

谷口氏(61歳)は当グループの主たる指導者です。2013年1月10日に代表取締役社長に、2014年6月25日に取締役および代表執行役に選任されました。2014年6月25日に当社は日本の会社法に基づき、株主総会決議により委員会設置会社へ移行しています。取締役および代表執行役のほか、2013年2月に取締役会の議長として選任され、グループ全体の企業戦略、企業経営、事業成長についての責任を持っております。また当社の指名委員会の委員長であり、報酬委員会の委員も兼任しております。

1983年4月に株式会社ニラクに入社し、谷口家と数世代にわたって親密に協力しながら、小規模な事業から日本で4番目の規模(株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所の情報に基づき、2013年の貸玉収入にて判定)に成長するまでの40年以上にわたり勤務しております。1987年から2002年の間、人事部門からホールの開発部門、営業部門まで当グループの様々な部門のトップとなり、パチンコおよびパチスロのホール運営について幅広い知識を身につけてきました。

2002年11月に株式会社ニラクの常務取締役となり、経営に関与するようになりました。続いて株式会社ニラクにて2008年1月に取締役副社長、2009年1月に取締役社長、2010年4月に代表取締役社長となりました。現在は株式会社ニラクの代表取締役社長となっております。

キャリアのほぼすべてを当グループで過ごし、数度の景気の波をくぐりながら、重要なマイルストーンを達成するために当グループを統率してきました。1999年からのグループの中央集権型管理戦略の実施、2007年からのグループのホールでの低貸玉料金パチンコ、パチスロ機械の導入においては中心的役割を果たしてきました。谷口氏のリーダーシップの下、2011年5月に福島県郡山市荒井に50番目のパチンコホールをオープンし、この重要な達成を上回る成長を続けております。

取締役一同は当グループの成功だけでなく、谷口氏が日本のパチンコ業界のリーダーとして幅広く認識されるに至っているものと確信しております。現在、一般社団法人日本遊技関連事業協会の理事および東北支部長に就任しています。

谷口氏は日本で生まれ育ちました。(香港証券取引所上場規則の規定による)当社の支配権を持つ支配株主の一人であり、直近確定日において約 69.5%の議決権を保有する谷口コンソーシアムのメンバーの一人であります。直近確定日において、香港証券先物条例のパート XV に基づき、85,624,184 株の株式を実質的に保有しております。

大石 明德氏

大石氏(59 歳)は、1987 年から 1994 年まで住商液化ガス株式会社(現株式会社エネサンスホールディングス)に勤務し管理部門全般業務に、1994 年から 1997 年まで株式会社ダイナムに勤務し経営企画業務に携わりました。その後、ベンチャー企業役員を経て、コンサルティング会社勤務、経営コンサルティング会社社長として約 10 年間経営コンサルタント業務に携わりました。

そして 2009 年 4 月に株式会社ニラクの顧問に就任、2010 年 4 月に同社執行役員経営企画室長としてグループへ入社、2012 年 6 月に同社取締役役に就任し、企業戦略および事業戦略の実行責任を負っておりました。その後、大石氏は 2013 年 3 月から 2014 年 6 月まで当社取締役、2014 年 6 月より当社執行役に就任し現在に至っております。

大石氏は、1987 年 3 月に日本大学文理学部社会学科を卒業しています。大石氏は、経営戦略、財務の分野に精通し、その経験および専門性に基づくモニタリングのために取締役会から取締役に任命され、そして就任いたしました。

渡辺 将敬氏

渡辺氏(55 歳)は、1993 年から 1994 年まで山一証券株式会社に勤務し証券業務に携わり、1995 年から 2015 年まで株式会社光通信に勤務し経営戦略や経理業務に携わりました。そして 2017 年 6 月より株式会社光通信の取締役監査等委員に就任し現在に至っております。株式会社光通信とは、東京証券取引所(証券コード:9435)に上場している情報・通信サービス会社です。

そして 2018 年 12 月に特別顧問として当社グループに加わりました。渡辺氏は、1992 年 10 月に東京大学経済学部経済学科を卒業しています。

渡辺氏は、証券取引、会計、監査の分野に精通し、その経験および専門性に基づくアドバイス提供のために取締役会から取締役に任命され、そして就任いたしました。

坂内 弘 氏

坂内氏(85歳)は、日本の会社法に基づき、株主総会決議により2016年6月29日に非常勤取締役に就任しています。

坂内氏は1962年から1999年まで福島県警察職員として警察業務に従事、主として反社会的組織対応に携わりました。退職後、福島県遊技業協同組合に在籍し専務理事を務める傍ら、警察職員時代の経験(反社会的組織対応)を活かした能力が評価され、2002年から2009年まで福島銀行の顧問を、2003年から2021年まで株式会社ゼビオの顧問を歴任しました。

坂内氏は福島県立若松商業高等学校を卒業しました。坂内氏は当社の遊技事業に関連した法律および規制遵守を監督するために取締役会に任命され、当社の監査委員会の委員であります。

直近確定日において、坂内氏は、香港証券先物条例のパート XV に基づき、216,000株の株式を保有しています。

南方 美千雄氏

南方氏(57歳)は、日本の会社法に基づき、株主総会決議により2016年6月29日に社外取締役に就任しています。南方氏はKPMG センチュリー監査法人でキャリアをスタートしました。その後ナスダックジャパンを含むいくつかの会社や事務所で会計の能力を活かして勤務しました。南方氏は現在、株式会社 IPO バンクの代表取締役および、税理士法人マーヴェリック 代表社員であります。

更に東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社ショーケース(証券コード 3909)の監査役も務めております。南方氏は、香港証券取引所上場規則に基づくところの、独立非常勤取締役となっております。また、当社の監査委員会の委員長であり、報酬委員会の委員でもあります。

南方氏は1990年3月に慶応義塾大学の経済学部を卒業しました。南方氏は1996年5月より日本公認会計士協会の一員となりました。南方氏はその会計、経営の経験および専門性に基づくアドバイス提供のために取締役会に任命されました。取締役は南方氏が上場規則 3.13 における独立性を満たしていることを確認しております。

小泉 義広氏

小泉氏(69歳)は、日本の会社法に基づき、株主総会決議により2016年6月29日に社外取締役に就任しています。小泉氏は1979年から1986年まで株式会社東芝、1986年から1992年まで大和証券株式会社を含む日本や外資系の大企業に勤務いたしました。また小泉氏は1994年から1997年までのドイツ銀行、1997年から2002年までのソシエテジェネラル銀行などを含む銀行や金融機関での経験もあります。その後、小泉氏は2002年から2015年まで株式会社マリナー・フィナンシャル・サービスの代表取締役を務め、2014年以降はClear Markets Japan株式会社の代表取締役も務めております。小泉氏は、香港証券取引所上場規則に基づくところの、独立非常勤取締役となっております。また、当社の報酬委員会の委員長であり、監査委員会の委員でもあります。

小泉氏は慶應義塾大学商学部を卒業しております。小泉氏は1991年に米国公認会計士の資格も取得いたしました。小泉氏はその財務、経営の経験および専門性に基づくアドバイス提供のために取締役会に任命されました。取締役は小泉氏が上場規則3.13における独立性を満たしていることを確認しております。

轡田 倉治氏

轡田氏(82歳)は、1961年から1975年まで岩瀬村役場に勤務した後、1975年に食料品販売を営む“くつわた商店”(現:有限会社くつわた商店)に入社、1980年以降その代表取締役を務める一方、1985年には光学機器部品組立加工を行う有限会社ヤツプ工業を設立し現在まで代表取締役を務めています。

またその傍ら、岩瀬村議会議員、岩瀬村商工会会長等を歴任され、2004年に県内商工会による経営支援事業や地域経済振興事業を総括する福島県商工会連合会の理事に就任、2012年から現在までその会長を務めています。商工会は、小規模企業・中小企業の事業活動を支援する経済団体です。また、当社の指名委員会の委員でもあります。

轡田氏は福島県立須賀川高等学校を卒業しました。地域経済の発展に寄与されている轡田氏の立場は、当社グループが目指す地域密着型の経営戦略にマッチし、その経験に基づくアドバイス提供のために取締役会から任命されました。取締役は轡田氏が上場規則3.13における独立性を満たしていることを確認しております。

田中 秋人氏

田中氏(76歳)は、1970年から2013年までイオン株式会社に勤務し、イオン香港の創業に携わったことはじめ、中国・アセアンでの海外事業展開において30年に渡り活躍されました。イオン株式会社は、東京証券取引所(証券コード:8267)に上場している小売店舗事業を母体とする日本国内でも有数の規模を誇る企業グループです。イオン株式会社退社後は、2013年9月に株式会社アジア戦略本部を設立し代表取締役社長として経営コンサルティング業務に携わっています。またその傍ら、財団法人アジアフードビジネス協会では2022まで、理事長としてアジアでの飲食業・小売業をはじめとする店舗進出支援に携わりました。また、当社の指名委員会の委員でもあります。

田中氏は、1970年3月に関西大学文学部新聞学科を卒業しています。田中氏は、中国、アセアン地域での飲食業・小売業をはじめとする店舗事業展開に精通し、その経験および専門性に基づくアドバイス提供のために取締役会から任命されました。取締役は田中氏が上場規則3.13における独立性を満たしていることを確認しております。

就任および報酬に関する要件

定款および日本の会社法に基づき、再任予定の取締役一同は次回定時株主総会閉会までの任期となります。

2024年3月期の各再任取締役の報酬総額は2024年の年次報告書の注釈37に記載されております。当社グループは取締役一同に対して競争力のある報酬パッケージを提案しており、取締役の役割、責任、功績に応じて報酬委員会にて決定されています。

サービス契約

取締役の再任と新任にあたり、取締役一同は再任と新任の決議事項が可決されてから次回の年次株主総会の終結に伴い失効するまで、サービス契約(常勤取締役と非常勤取締役)又は就任レター(独立非常勤取締役)を当社と締結することになっています。(契約およびレターに記載された状況により終了する場合があります。)

取締役の再任にあたり、現時点における各取締役に対する年間報酬予定額は以下の通りになります。

取締役	年間報酬 (千円)
谷口氏	60,960
大石氏	15,397
渡辺氏	14,004
坂内氏	3,720
南方氏	6,060
小泉氏	3,960
轡田氏	3,660
田中氏	3,660

取締役の利害

本公告にて開示されている事項を除き、当社の知る限りにおいて、再任と新任される各取締役は、(i)当社および他のグループ会社において他の職位を保有しておらず、(ii) 過去 3 年以内に香港および海外の証券市場で上場している他の会社の経営権を保有しておらず、(iii) 他の取締役、シニアマネージャ、主要株主、又は、当社の支配株主といかなる関係も保有してはならず、(iv)当社の有価証券(証券先物条例のパート XV の意味において)を保有しておらず、(v) 香港証券取引所上場規則のルール 13.51(2)(h)からルール 13.51(2)(v) に準じて開示される情報を保有しておらず、その他、株主様に申し上げるべき事象はありません。

当社の指名委員会は、候補者または現職者について、その誠実性、経験、スキル、能力を、職務および責任を遂行するために費やすことができる時間や努力を評価します。そして、取締役候補者決定のため取締役会へ推薦提案します。

南方美千雄氏並びに小泉広氏は2016年6月29日より独立非常勤取締役として、轡田倉治氏は2019年6月27日より独立非常勤取締役として、田中秋人氏は2020年7月29日より独立非常勤取締役として従事しており、香港証券取引所上場規則のルール 3.13の独立性の要件を満たしていることを年次確認しています。南方氏、小泉氏、轡田氏ならびに田中氏による、とりわけ、価値ある独立した判断、アドバイスそして客観的な見解を考慮すると、彼らは、独立非常勤取締役の職に相応した性格、完全性そして経験を有しており、取締役会はこれに満足しております。取締役会は、南方氏、小泉氏、轡田氏ならびに田中氏の独立性に影響を与える事象を認識しておりません。

取締役会は、南方美千雄氏、小泉義広氏、轡田倉治氏並びに田中秋人氏(再任された場合)の教育、資格、経歴、経験が、価値あるビジョンを生み出すことができ、取締役会の多様性に寄与すると考えています。